

船舶事故調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	沈没
発生日時	平成30年9月9日 12時00分ごろ
発生場所	京浜港東京第4区付近 浦安沖灯標から真方位233° 1.6海里付近 (概位 北緯35° 35.8' 東経139° 52.1')
事故の概要	プレジャーヨット昌運 ^{しやううん} は、機走中、船室に浸水して沈没した。
事故調査の経過	平成30年9月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット 昌運、6.3トン
船舶番号、船舶所有者等	230-40017東京、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）5人を乗せ、機走により南進中、船長が、船室に浸水を認め、東京都江東区所在のマリーナに引き返すこととして北進を始め、ビルジポンプ等を使用して排水を試みたが、機関及びビルジポンプが停止した。</p> <p>本船は、間もなく沈没し、船長及び同乗者が来援したヨットに救助された。</p> <p>船長及び同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、本事故後、引き揚げられて調査されたが、船体に異状が認められず、浸水箇所の特定には至らなかった。</p> <p>船長は、出発前に機関室を点検し、異常を認めなかった。</p>
分析	本船は、機走中、船室に浸水して沈没したのと考えられるが、船体に異状が認められなかったことから、浸水した状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、機走中、船室に浸水して沈没したのと考えられる。